

承認	作成
環境管理責任者	環境事務局

## 9. 実施及び運用

○○○○株式会社 手順書 制定：201*年*月**日		<h3>産業廃棄物管理手順書</h3>	
目的	産業廃棄物について適切に保管・管理し、生活環境の保全と、公衆衛生の向上を図る。	◆ガイドライン要求事項◆ 環境方針、環境目標及び環境活動計画を達成するために必要な取組を実施する。 環境方針、環境目標を達成するため、必要に応じて、実施にあたっての手順等を定め、文書化し、運用する。	防止
NO	作業手順		
1	(誰が) 総務担当者		
2	(どこで) (何を) 工場 産業廃棄物	(どのように) 産業廃棄物を管理し、処理業者に委託する。	
3	(処理業者の選定) 地域性を考慮し、認可を得ている業者から過去の業績等を参考に選定する。	処理業者とは、収集運搬、中間処理、それぞれ契約する。 契約の際、許可証を必ず確認し、更新された場合は、最新の許可証を入手し、契約書綴りに綴じ込む。	
5	毎月初めに、マニフェストB2, D, E票の返却状況を確認する。 (マニフェスト交付状況の報告) マニフェスト交付状況報告書を毎年6月30日までに都道府県知事に提出する。	マニフェストE票で最終処分を確認する 報告書は自治体のホームページからダウンロードして入手する。	
6	(確認・評価と問題点の是正) 総務担当者は、毎月初めにマニフェスト伝票を確認し、各伝票の返送が遅れている場合は、当該業者に連絡し、処理状況を確認する。	下段の報告期限の1/2の日数が経過しても、返送がない場合は必ず督促する。	
6	(改善への取り組み) 総務担当者及び関係者は、日頃より3Rに努め、省資源、資源の有効利用となるように改善に取り組む。	3R：優先順位は ①②③の順 ①Reduce (減量) ②Reuse (再使用) ③Recycle (リサイクル=再生利)	
7	(マニフェスト伝票による管理)		
	票 主旨 業者による送付期限	知事への報告期限	
	A 票 控え		
	B2票 運搬完了 運搬終了から10日	交付から90日 (特管は60日)	
	D 票 処分完了 処分完了から10日	交付から90日 (特管は60日)	
	E 票 最終処分完了 2次マニフェスト受領から10日	交付の日から180日	
		上記期限以内に各票が返送されない場合は、上記期限から30日以内に都道府県知事にその旨を報告する。	

<改訂記録>

版	改訂日	改訂内容・改訂理由